

「かながわ子どもみらいプラン」（ひとり親家庭等自立促進計画） における主な取組状況について

1 相談体制と情報提供の充実

(1) 母子・父子自立支援員による相談の実施

母子家庭、父子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な貸付金を始めとして生活全般にわたる支援を行い、自立援助と福祉の向上を図るため、県内の各福祉事務所において相談業務を行っている。令和3年度は、相談件数の合計数が増加し、依然として母子・父子自立支援員による相談ニーズが高いことが分かる。

○県内の母子・父子自立支援員設置数 73名（うち政令市・中核市を除くと29名）

○相談実績（政令市・中核市を除く）（単位：件）

項目	令和2年度	令和3年度
生活一般	7,389	7,781
児童	2,236	2,359
経済的支援・生活援護	12,113	11,819
その他	145	319
計	21,883	22,278

（参考）母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱
（国制定）（抜粋）

第1 設置趣旨

母子・父子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」並びに寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

○令和3年度相談項目内訳

項目	内訳	件数	割合(%)	2年度 割合(%)
生活一般	住宅	681	3.06	3.11
	医療・健康	1,802	8.09	8.23
	家庭紛争	1,230	5.52	5.98
	就労	2,667	11.97	10.17
	結婚	102	0.46	0.38
	養育費	425	1.91	1.87
	借金	125	0.56	0.64
	その他	749	3.36	3.34
	小計	7,781	34.93	33.72
児童	養育	726	3.26	3.12
	教育	1,197	5.37	4.84
	非行	34	0.15	0.20
	就職	37	0.17	0.39
	その他	365	1.64	1.78
	小計	2,359	10.59	10.33
経済的支援・ 生活援護	母子父子寡婦福祉資金貸付金	2,876	12.91	15.00
	公的年金	167	0.75	0.82
	児童扶養手当	4,877	21.89	21.01
	生活保護	362	1.62	1.80
	税	355	1.59	1.68
	その他	3,182	14.28	14.97
	小計	11,819	53.04	55.28
その他	売店設置（法第25条）	15	0.07	0.02
	たばこ販売（法第26条）	6	0.02	0
	母子世帯向公営住宅	133	0.60	0.37
	父子世帯向公営住宅	1	0.01	0.01
	母子・父子福祉施設の利用	9	0.04	0.02
	母子生活支援施設	155	0.70	0.25
	小計	319	1.44	0.67
合計		22,278	100.00	100.00

(2) 養育費確保に向けた支援

ア 養育費相談

母子家庭等の生計安定への支援として、養育費確保のため専門家（元家庭裁判所調定委員）による相談を実施している。

○ 相談実績（政令市・中核市除く） （単位：延べ件数）

区分 年度	離婚前の 相談	養育費	法律問題	その他	合計
令和2年度	52	9	9	15	85
令和3年度	50	11	7	13	81
令和4年度 （～12月まで）	53	17	3	16	89

イ 公正証書作成支援補助

母子家庭等の養育費確保支援として、養育費の取決めの債務名義化を促進するため、公正証書作成にかかる費用補助を実施している。

○ 令和4年度補助件数（～12月まで） 16件

ウ 周知・広報

養育費の必要性や養育費に係る相談窓口を記載したリーフレット（資料3）を作成（令和4年度は1万部作成）し、離婚届の受理を行う県内市町村の戸籍担当窓口で離婚前後の親に配布している。

(3) ひとり親家庭相談LINE

子どもの貧困対策の推進を目的として、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の自立を応援するため、SNS相談窓口「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、若年層や、電話（番号）を持たない生活困窮層など、より幅広い層からの相談を受け入れている。

○ 実績

	友だち登録数	相談受付数
令和2年度	2,565人	1,800件
令和3年度	3,813人	2,084件
令和4年度（～12月まで）	4,381人	1,649件

(4) リーフレットやホームページ等による広報の充実

様々な支援情報を取りまとめて紹介するリーフレット「ひとり親家庭の皆さんへ」（資料11）を、児童扶養手当受給者全てに提供できるよう、令和4年度は11,500部作成した。ひとり親家庭の方が手続きに訪れることの多い市町村の児童扶養手当窓口において、主に児童扶養手当現況届の時期（8月）に配布している。

リーフレットには、ひとり親家庭総合支援サイト「カナ・カモミール」及び「かながわひとり親家庭相談LINE」のQRコードを掲載、また、県ホームページにも、各支援制度にリンクする総合的なメニューページを設けている。

2 経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とし、資金の貸付を実施している。（父子及び寡婦についても準用）
修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など12資金がある。

○ 貸付実績（政令市・中核市を除く）

年 度	合計		うち修学資金・就学支度資金			
	件数 (件)	貸付金額 (千円)	件数 (件)	割合 (%)	貸付金額 (千円)	割合 (%)
令和2年度	656	322,805	594	90.5	299,439	92.8
令和3年度	501	245,228	461	92.0	230,090	93.8

○ 貸付金の9割以上が、子どもが高校、専門学校、大学等へ進学するための修学資金、就学支度資金という学費への貸付となっている。

(参考) 政令市・中核市の状況

令和3年度貸付実績 1,028件 525,760千円

○ 償還状況（政令市・中核市を除く）

年度/区分		調定額(千円)	収入済額(千円)	償還率(%)
令和2年度	現年度	467,739	368,774	78.9
	過年度	1,215,995	117,268	9.6
	計	1,683,734	486,042	28.9
令和3年度	現年度	483,422	400,625	82.9
	過年度	1,187,397	211,412	17.8
	計	1,670,819	612,037	36.6

○ 償還率は、現年度（新たに償還が始まった分）、過年度（過去の滞納分）ともに、償還率が上昇している。

本貸付制度は、償還金を原資として貸付を行っていることから、より効果的な未収金対策を実施している。

<未収金対策>

- ・債権回収会社に未納債権の回収を委託（平成25年度～）。
- ・借受者の便宜及び未収金減少のため、返済金の口座振替を導入（平成28年度～）。
- ・口座振替対象金融機関を7行から12行へ拡大（令和元年度～）。
- ・償還の案内等に、償還金を原資とした貸付金であることを認識してもらうフレーズと「かながわキンタロウ」のロゴマークを導入（平成30年度～）

(2) 児童扶養手当の給付

父母の離婚、父又は母の死亡等により、ひとり親となった家庭の生活と自立の促進に寄与し、福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当の給付を実施している。

○ 受給者数及び給付実績額（指定都市・中核市含む）（単位：人、千円）

区分	年度		
	令和2年度	令和3年度	対前年比
受給者数	46,195	45,033	97.5%
給付実績額	23,790,398	23,055,758	96.9%

(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和3年度～）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給している。

ア ひとり親世帯

令和2年度に実施されたひとり親世帯臨時特別給付金に引き続き、児童扶養手当受給世帯等を対象に特別給付金を支給している。

- ・給付額 児童1人当たり5万円

○ 令和3年度 給付実績（県担当区域：町村域）

	延べ世帯数 (世帯)	給付金額 (千円)
① 令和3年4月分 児童扶養手当受給者	1,679	127,900
② 公的年金受給者	51	3,450
③ 家計急変者	96	7,050
計	1,826	138,400

イ ひとり親世帯以外の世帯

- ・対象者 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等で、①令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯、又は、②令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

- ・給付額 児童1人当たり5万円

(4) 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金）（令和3年度限り）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、児童1人10万円（先行給付金5万円、追加給付金5万円）の臨時特別給付金を支給している。

3 就業支援

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦を対象に、自立支援を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職準備や転職等に役立つセミナーの開催、養育費確保のための相談等を実施している。

就業相談については、相談者の家庭の状況や職業能力の適性、希望する仕事内容などを考慮して、応募書類の作成支援、模擬面接等を実施するほか、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援を実施している。また、実務経験やパソコン経験のない方を対象にパソコン教室を開催した。カリキュラムにはパソコンの基本操作のほか、キャリアカウンセリングによる就業支援を組み込んでいるが、令和3年度において就業決定者の半数以上がパソコン教室受講者（就業決定者41名中22名がパソコン教室受講者）であることから、受講によるパソコンのスキルアップが就業に大きく寄与したと言える。

ア 就業相談実績（政令市・中核市を除く） （単位：件）

区分		令和2年度	令和3年度	前年比	
				件数	%
相談 件数	就業相談件数	936	931	△5	99.5
	求職者・情報提供紹介状発行	562	489	△73	87.0
計		1,498	1,420	△78	94.8
上記のうち就職件数		37	41	4	110.8

（注）就業相談には、電話、面接、FAX、Email等を含む。

○ 就職決定者の内訳 （単位：人）

年度	令和2年度			令和3年度		
	正規	非正規等	計	正規	非正規等	計
事務	3	11	14	4	3	7
営業	0	0	0	5	1	6
医療・福祉	6	6	12	4	7	11
卸売・小売業、飲食店	0	3	3	0	2	2
製造業	2	2	4	3	1	4
運輸業	0	0	0	0	2	2
教育	0	0	0	1	5	6
その他	1	3	4	2	1	3
合計	12	25	37	19	22	41

イ 就業支援講習会開催実績

○ パソコン教室開催実績（政令市、中核市を除き実施）

就職に役立つスキルとして初心者向けにパソコン教室を実施（あわせて就業相談を実施）。4日間コースを2回、3日間コースを8回、2日間コースを2回、1日間コースを3回、マネープランセミナーを2回開催。計139人参加。

(2) 高等職業訓練促進給付金の実施

ひとり親家庭の親が就職に有利でかつ生活の安定に資する資格取得のため、6か月（※1）以上養成機関で修業する場合に、一定期間、促進給付金を支給し訓練中の生活の経済的負担を軽減するとともに、養成機関で修業が修了した場合に、修了支援給付金を支給し、資格取得を支援している。

- ・支給額 月額100,000円ないし月額70,500円（所得により異なる）
課程修了までの期間の最後の12か月は月額40,000円の加算（※2）
修了支援給付金は1回50,000円ないし25,000円（卒業時支給）
- ・支給期間 上限4年間（※3）
- ・対象資格 6か月以上修業する必要がある、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県等の長が地域の実情で認める資格
例 看護師（准看護師）、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等

- （※1 令和3年度から適用（令和2年度までは「1年」以上）
- （※2 令和元年度支給分から適用
- （※3 平成30年度までは3年間

○ 支給人数及び資格取得実績（政令市・中核市を除く）

（令和3年度実績）支給人数：127人

○ 資格取得の状況（令和3年度支給者、政令市・中核市を除く）（単位：人）

区分	資格取得者数	就業に結びついた人数			求職中	就学継続	不明
		総数	常勤	パート			
看護師	16	15	15	0	0	0	1
美容師	2	2	1	1	0	0	0
社会福祉士	3	3	1	2	0	0	0
介護福祉士	10	10	8	2	0	0	0
その他	9	8	5	3	0	0	1
計	40	38	30	8	0	0	2

※その他の資格 歯科衛生士、保育士等

- 神奈川県所管（町村域）において、令和3年度は資格取得者全員が就業し、常勤として雇用されている。（看護師1名、介護福祉士2名）

(3) 自立支援教育訓練給付金の実施

事業実施主体である県が指定した職業能力開発のための講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、対象講座の受講料の6割相当額を支給する。

ア 対象者 次の要件を全て満たす者

- ・ 児童扶養手当支給水準の母子家庭又は父子家庭の父
- ・ 適職に就くために必要であることが相談を通して認められる者
- ・ 雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない者

イ 支給額 対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円（雇用保険の専門実践教育訓練給付対象講座は上限40万円×修学年数）、下限1万2千円）

雇用保険の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、上記の額から雇用保険法による各給付金の支給額を差し引いた額が支給される。

ウ 事業実績（県担当区域：町村域）

	支給件数 (件)	支給額計 (円)	講座名 (人)
平成29年度	7	361,558	介護福祉実務者(3)、医療事務(2)、簿記2級(1)、大型特殊(1)
平成30年度	10	377,993	介護福祉士実務者(5)、介護職員初任者(3)、行政書士(1)、登録販売者(1)
令和元年度	5	239,392	介護職員初任者(3)、介護職員総合(1) 介護職員実務者(1)
令和2年度	7	329,121	介護福祉士実務者(4)、医療事務(3)
令和3年度	10	427,856	介護福祉士実務者研修6、介護職員初任者研修4

※令和3年度支給実績（政令・中核市除く）：78人

(4) ひとり親家庭住宅支援資金貸付

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親の自立の促進を図るため、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を実施する。

貸付から1年以内に就職・転職等により母子・父子自立支援プログラムを達成し、1年間就業を継続した場合は貸付金の返還が免除される。

令和3年度から国が事業創設し、県では令和3年12月より事業開始。

○ 貸付内容

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内（政令市を除く）の賃貸住宅に住むひとり親 ・ 児童扶養手当受給者（手当受給所得水準世帯含む） ・ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む者
貸付額	入居している住居の家賃実費（月額上限4万円）
貸付期間	最大12か月
送金時期	<p>四半期ごとに3か月分を送金（当月分を含んだ前払）</p> <p>※初回送金は申請日の翌月以降</p>
返還免除	<p>【貸付開始時点で就業していない場合】</p> <p>貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間就業を継続</p> <p>【貸付開始時点で就業している場合】</p> <p>貸付を受けた日から1年以内に所得増が見込まれる転職等をし、1年間就業を継続</p>
実施主体	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
備考	無利子・連帯保証人不要

○ 貸付実績

	件数
令和3年度	1
令和4年度（11月末時点）	32

4 子育てや生活支援

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

母子・父子家庭の母、父、寡婦又は当該家庭の児童等の病気、冠婚葬祭、就職活動等による家事機能低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行う事業を実施している。

ア 派遣内容

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買物、医療機関への連絡など

イ 利用者負担額

(ア) 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯

- a 生活援助 1時間あたり 0円（負担割合 なし）
- b 子育て支援 1時間あたり 0円（負担割合 なし）

(イ) 児童扶養手当支給水準の世帯

- a 生活援助 1時間あたり 150円（負担割合 1割）
- b 子育て支援 1時間あたり 70円（負担割合 1割）

ウ 予算及び実績額 ()は実績

(単位:千円)

年度	町 村 分		県 所 管 市 分		合計
	国庫補助 1/2	県負担 1/2	国庫補助 1/2	県補助 1/4	
30	125 (6)	125 (6)	933 (196)	467 (98)	1,650 (306)
元	250 (0)	250 (0)	684 (350)	342 (176)	1,650 (526)
2	250 (0)	250 (0)	568 (490)	284 (245)	1,352 (735)
3	250 (77)	250 (78)	408 (414)	204 (207)	1,112 (776)
4	250	250	480	240	1,220